

国民健康保険における子ども・子育て支援金について

(1) 概 要

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代が、医療保険の保険料とあわせて、令和 8 年度から子ども子育て支援金分として賦課するもの。

なお、子育て支援金の賦課に係る福岡県の対応方針としては、算定方式等は定めているものの、細かな税率等については市町村に裁量が与えられている。

(2) 子ども・子育て支援金の使途

- ・ 児童手当（高校生年代まで拡充、所得制限の撤廃、第 3 子以降増額）
- ・ 出生後休業支援給付（育休給付率の手取り 10 割相当※最大 28 日間）
- ・ 妊婦のための支援給付（妊娠・出産時に 10 万円支援） など

(3) 対 象

- ・ 全被保険者

(4) 算定方式

- ・ 3 方式（所得割、均等割、平等割）

※18 歳までの均等割額は 10 割軽減される。また、低所得者に対しては従来同様の軽減措置（7 割、5 割、2 割）が設けられる。

(5) 今後の予定

福岡県からは、現在納付している医療費納付金と同様、今後納付金（子ども子育て支援金分）として納付を求められることとなる。現状、芦屋町の納付金は不明であるものの、12 月から 1 月にかけて福岡県から納付金額と標準保険税率が示される予定であるので、芦屋町の細かな税率等をどのように設定するのか改めて皆様に諮問したいと考えている。